

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める 要望意見書

刑事訴訟法における再審手続きは、冤罪の防止と司法の公正を確保するための重要な制度です。しかし、再審が認められるためには現行の再審規定では、新たな証拠が見つかった場合に限られ、非常に厳格な条件が求められています。

再審制度の最大の目的は冤罪を防ぐことです。冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示できる仕組みが必要です。しかし、現行法には、証拠開示に関する規定がありません。再審請求手続きにおける証拠開示に関する制度的保障規定は情報公開の原則からは必要不可欠なものです。

また、再審開始決定となった場合においても、検察官の抗告権行使により即時抗告、特別抗告が行われ、再審請求手続きが長期化し、事件後40年以上も経過して再審公判にようやく進んだ事例が今も存在しています。

検察官には、再審公判において、確定判決による有罪の事実認定が正当であることを改めて主張・立証する機会があります。再審請求手続きの長期化につながる検察官の抗告権行使については、人権の尊重の観点から法改正を検討すべきです。

司法の公正さは、社会全体の信頼に関わります。再審請求手続きの長期化は、不公正な判決が継続してしまう可能性があります。

刑事訴訟法中の再審規定を情報公開と人権尊重の観点から改正し、再審制度を迅速に進めることは、冤罪被害の防止に繋がります。

よって、国会及び政府においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう求めます。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の開示に関する法整備を進めること。
- 2 再審開始決定後、審理を長期化させない観点から検察官の不服申し立て制限に関する法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

大空町議会議長 原本哲己